

平成19事業年度

決算報告書

日本司法支援センター

平成19事業年度 決算報告書

○法人単位

(単位:百万円)

区 分	予算額 (A)	決算額 (B)	差 額 (B)-(A)	備 考
収 入				
前年度繰越金	0	612	612	(注1)
運営費交付金	10,213	10,213	0	
政府出資金	0	0	0	
受託収入	9,054	8,033	△ 1,021	(注2)
補助金等収入	515	132	△ 383	(注3)
事業収入(民事法律扶助償還金収入を含む。)	8,214	7,875	△ 339	(注4)
事業外収入	39	114	75	
計	28,036	26,979	△ 1,057	
支 出				
一般管理費(国選弁護士確保業務に係る経費を除く。)	6,337	4,520	△ 1,817	
うち人件費	4,536	2,863	△ 1,673	(注5)
物件費	1,801	1,657	△ 144	
事業経費	12,645	12,863	218	
うち民事法律扶助事業経費	11,997	11,746	△ 251	
その他事業経費	648	1,117	469	
受託経費	8,412	7,496	△ 916	(注2)
うち国選弁護士確保事業経費	6,168	5,958	△ 210	
国選弁護士確保業務に係る一般管理費	2,244	1,538	△ 706	
うち人件費	1,767	1,156	△ 611	
物件費	477	382	△ 95	
受託経費	642	537	△ 105	
うち日本弁護士連合会等委託支援事業経費	579	469	△ 110	
日本弁護士連合会等委託支援業務に係る一般管理費	63	68	5	
うち人件費	37	37	0	
物件費	26	31	5	
計	28,036	25,416	△ 2,620	

※各欄積算と合計額の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

(注1)

前年度繰越金の内訳は、運営費交付金の繰越分261百万円及び政府出資金351百万円である。

(注2)

受託収入及び受託経費の予算額と決算額の差は、常勤弁護士の採用数が少なかったことにより、国選弁護士確保業務に係る一般管理費の支出実績が少なかったことなどによる。

(注3)

補助金等収入の予算額と決算額の差は、寄附金収入の実績額が少なかったことによる。

(注4)

事業収入の予算額と決算額の差は、民事法律扶助償還金収入の実績額が少なかったことなどによる。

(注5)

人件費の予算額と決算額の差は、常勤弁護士の採用数が少なかったことなどによる。

(注6)

国選弁護士確保業務勘定と一般勘定との間の経費配分が、損益計算書上の経費配分と異なるのは、国選弁護士確保業務に関する国からの予算措置(委託費)の考え方(財務諸表の区分経理の考え方とは異なる。)を基礎として計上された予算額に対応する金額を決算額として計上していることによる。

平成19事業年度 決算報告書

○一般勘定

(単位:百万円)

区 分	予算額 (A)	決算額 (B)	差 額 (B)-(A)	備 考
収 入				
前年度繰越金	0	612	612	(注1)
運営費交付金	10,213	10,213	0	
政府出資金	0	0	0	
受託収入	642	537	△ 105	
補助金等収入	515	132	△ 383	(注2)
事業収入(民事法律扶助償還金収入を含む。)	8,214	7,875	△ 339	(注3)
事業外収入	39	114	75	
計	19,624	19,483	△ 141	
支 出				
一般管理費(国選弁護士確保業務に係る経費を除く。)	6,337	4,520	△ 1,817	
うち人件費	4,536	2,863	△ 1,673	(注4)
物件費	1,801	1,657	△ 144	
事業経費	12,645	12,863	218	
うち民事法律扶助事業経費	11,997	11,746	△ 251	
その他事業経費	648	1,117	469	
受託経費	642	537	△ 105	
うち日本弁護士連合会等委託支援事業経費	579	469	△ 110	
日本弁護士連合会等委託支援業務に係る一般管理費	63	68	5	
うち人件費	37	37	0	
物件費	26	31	5	
計	19,624	17,920	△ 1,704	

※各欄積算と合計額の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

(注1)

前年度繰越金の内訳は、運営費交付金の繰越分261百万円及び政府出資金351百万円である。

(注2)

補助金等収入の予算額と決算額の差は、寄附金収入の実績額が少なかったことによる。

(注3)

事業収入の予算額と決算額の差は、民事法律扶助償還金収入の実績額が少なかったことなどによる。

(注4)

人件費の予算額と決算額の差は、常勤弁護士の採用数が少なかったことなどによる。

(注5)

国選弁護士確保業務勘定と一般勘定との間の経費配分が、損益計算書上の経費配分と異なるのは、国選弁護士確保業務に関する国からの予算措置(委託費)の考え方(財務諸表の区分経理の考え方とは異なる。)を基礎として計上された予算額に対応する金額を決算額として計上していることによる。

平成19事業年度 決算報告書

○国選弁護士確保業務勘定

(単位:百万円)

区 分	予算額 (A)	決算額 (B)	差 額 (B)-(A)	備 考
収 入				
受託収入	8,412	7,496	△ 916	(注1)
計	8,412	7,496	△ 916	
支 出				
受託経費	8,412	7,496	△ 916	(注1)
うち国選弁護士確保事業経費	6,168	5,958	△ 210	
国選弁護士確保業務に係る一般管理費	2,244	1,538	△ 706	
うち人件費	1,767	1,156	△ 611	
物件費	477	382	△ 95	
計	8,412	7,496	△ 916	

※各欄積算と合計額の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

(注1)

受託収入及び受託経費の予算額と決算額の差は、常勤弁護士の採用数が少なかったことにより、国選弁護士確保業務に係る一般管理費の支出実績が少なかったことなどによる。

(注2)

国選弁護士確保業務勘定と一般勘定との間の経費配分が、損益計算書上の経費配分と異なるのは、国選弁護士確保業務に関する国からの予算措置(委託費)の考え方(財務諸表の区分経理の考え方とは異なる。)を基礎として計上された予算額に対応する金額を決算額として計上していることによる。